

## 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）」に基づく合理化事業計画について

### 1 経緯

平成 26 年 11 月に清掃審議会より「し尿・浄化槽汚泥収集の今後のあり方」について答申を頂き、収集業者が設立した（一社）新潟市環境整備推進機構との定期的な意見交換を行い、平成 28 年 3 月に合理化事業計画を策定しました。

### 2 合理化事業計画の内容

#### (1) 目標

- し尿の収集運搬に係る車両については、平成 32 年度に 13 台にすることとし、車両を専用化します。
- 浄化槽汚泥の収集運搬に係る車両については、代替業務の提供により業者間の統廃合など自主的な業界再編を促し、減車を図ります。

#### (2) 実施期間

平成 28 年度から平成 32 年度（5 年間）

#### (3) 実施内容

- 事業の転換を図るために、代替業務を提供します。
    - ・ ごみ処理施設等の維持管理業務
    - ・ ごみ収集運搬業務
    - ・ 公設浄化槽保守管理業務 など
- |                             |
|-----------------------------|
| 代替業務の合計額<br>概ね 160,000 千円／年 |
|-----------------------------|
- し尿収集運搬車両を専用化します。
  - し尿収集運搬委託料を（1 台当りの原価を基礎とした）年額制とし、実施期間の 5 年間は定額とします。
    - ※ 年間委託料 342,627,840 円（21,414,240 円（1 台当りの原価）×16 台）
  - 収集業者は経営の合理化を図るため、事業再編計画を策定するものとします。

### 3 協定の締結

合理化事業計画を策定、実施するにあたり、平成 28 年 3 月 25 日に（一社）新潟市環境整備推進機構と協定を締結しました。

また、事業再編の進捗状況を毎年度確認し、事業再編計画の実施が確認できない場合は、その時点で合理化事業計画の実施は終了することとします。

### 4 現在の状況、今後について

- 4 月 17 日に（一社）新潟市環境整備推進機構が全業者に対し、事業再編計画の全体像を説明し、現在地区別の説明会を開催中です。
- 今後は、市との定期的な意見交換会を継続し、進捗状況を確認していきます。